

第3次

秋田市 子ども読書活動 推進計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

秋田市教育委員会

目次

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 国・県の動向 1
- 3 計画の位置付け 2
- 4 計画の期間 2
- 5 計画の対象範囲 2

第Ⅱ章 子どもの読書活動の現状と課題

- 1 家庭・地域における読書活動 3
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動 5
- 3 小・中学校における読書活動 5
- 4 図書館における読書活動 7

第Ⅲ章 計画の目標および体系

- 1 計画の目標 8
- 2 計画の体系 8

第Ⅳ章 子どもの読書活動推進のための取組

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 9
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の推進 11
- 3 小・中・高等学校等における読書活動の推進 12
- 4 図書館における読書活動の推進 14

第Ⅴ章 計画の進行管理と評価

- 1 計画の進行管理 18
- 2 計画の評価 18

資 料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 19
- 第3次秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 21
- 第3次秋田市子ども読書活動推進計画策定経過 23



1 計画策定の趣旨

子どもは読書によって、新たな発見や感動を体験し、考える力を養い、思いやりの心やコミュニケーション能力の基礎をはぐくんでいきます。そして、様々な本と出会うことにより、広い世界や多様な価値観にふれることができます。読書は、子どもが言葉を選び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」（以下「子ども読書活動推進法」という。）に基づき、本市の子どもが、家庭や地域、学校等の様々な場において、日常的に本と親しむことができる充実した読書環境の整備を図るため、平成24年5月に「秋田市子ども読書活動推進計画」、その5年後となる平成29年3月には、「第2次秋田市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

近年、情報通信技術が発達・普及し、子どもがスマートフォンやインターネット等を利用する時間も増加傾向にあり、子どもを取り巻く情報環境の大きな変化が、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。

こうした中で、本市の子ども読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校、行政等が一体となり、社会全体で積極的に読書環境の充実を図ることが求められています。これまでの取組の成果や課題を検証するとともに、子ども読書活動を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、「第3次秋田市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2 国・県の動向

国においては、平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次基本計画）」を策定し、発達の段階に応じた取組により、読書習慣を形成することや、友人同士で行う活動等を通して読書への関心を高めることなどを方向性とする子どもの読書活動推進の方策を示しました。

また、秋田県においても、家庭、学校、地域・職場における読書活動の推進と関係機関等との協働による読書活動の推進を施策の柱とした「第3次秋田県読書活動推進基本計画」を令和3年3月に策定し、様々な取組を行うこととしています。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども読書活動推進法第9条第2項に規定する「当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」として、「第2次秋田市子ども読書活動推進計画」を引き継ぎ、第3次計画として策定します。

また、本市教育の目指すべき方向を示す「秋田市教育ビジョン」を上位計画とし、関連する計画との整合性を保ちながら、子どもの読書活動に関する施策を実施していきます。

4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 計画の対象範囲

計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下の者）としますが、家庭、地域、学校^{*1}、図書館^{*2}等の子どもの読書活動と関わりのある市民や団体も対象とします。

※1. 2 この計画において取り組む学校の対象は、秋田市立小・中・高等学校、秋田公立美術大学附属高等学院とします。また、図書館については秋田市立図書館を対象とします。

1 家庭・地域における読書活動

【これまでの取組および成果】

家庭においては、「ブックスタート推進事業」^{※3}、「親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）」^{※4}、「かぞくぶっくぱっく事業」^{※5}、「読書の記録帳事業」^{※6}等を通して、親子、家族で楽しめる読書活動に取り組みました。

また、ホームページやチラシ、おはなし会等を通して保護者へ啓発と情報提供を行い、読書の楽しみや親子のふれあいが深まるよう努めました。

地域においては、子ども未来センターや児童館等でおはなし会を実施したほか、図書館の本や読み聞かせ用エプロンシアター等を団体貸出しで活用するなど、子どもが本に親しむ機会を増やしました。図書館では、団体貸出し用の資料の充実を図るとともに、おすすめの絵本リストを配布するなどして、地域の活動団体を支援しました。

◆「ブックスタート推進事業」実績（平成25年8月から実施）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
実施回数	287回	219回	215回	315回
参加者数	1,016組	989組	893組	773組
利用率	50.9%	52.4%	49.2%	44.4%

※令和2年度の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響が一因となり減少したものと見られる。

◆「親子の絵本プラン」利用者数（平成17年8月から実施）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
利用者数(延べ人数)	2,131人	1,932人	2,204人	3,135人

※3 ブックスタート推進事業

1992年に英国バーミンガムで誕生した、すべての赤ちゃんと保護者に対して無料で絵本を手渡す運動。本市では、図書館や市民サービスセンターの子育て交流ひろば等において、4か月以上の0歳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを通じた親子の絆づくりを支援する事業

※4 親子の絵本プラン（在宅子育てサポート事業）

本市に住所があり、保育所等に通っていない就学前児童を養育している世帯を対象とした、在宅子育てサポート事業で提供するプランの一つ。利用する方は、市からクーポン券の交付を受け、登録を受けた書店において、図書館が推薦した本と引き換えることができる。

※5 かぞくぶっくぱっく事業

子どもから大人までを対象に、様々な内容の本を複数冊詰め合わせたパックで、新たな読書のきっかけや広がりを提供し、生涯にわたる読書活動を支援する事業

※6 読書の記録帳事業

小学生以下の子どもが借りている本の貸出日や書名等を印字できる通帳型の記録帳。子どもの読書意欲の向上と読書習慣の定着を支援するもの

◆「かぞくぶっくぱっく事業」実績（平成26年6月から実施）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
乳幼児～就学前向け	1,050パック	1,036パック	752パック	786パック
小学1～3年生向け	652パック	606パック	520パック	456パック
小学4～6年生向け	323パック	225パック	263パック	210パック
中高生以上向け	210パック	327パック	362パック	425パック
合 計	2,235パック	2,194パック	1,897パック	1,877パック

◆通帳型の「読書の記録帳」新規発行者数（平成30年5月から実施）

		平成30年度	平成31年度	令和2年度
発 行 者 数	未 就 学 児	1,370人	790人	499人
	小 学 生	1,641人	821人	309人
	計	3,011人	1,611人	808人

[今後の課題]

子どもが発達の段階に応じて読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に接する機会をつくるのが家庭の役割のひとつであり、保護者が読書の喜びを共有し、ともに成長していくことはとても大切です。子どもの発達の段階に応じて興味を引く本を提供していくことが、子どもの知的探究心の育成につながります。

今後も保護者に対し、子どもの読書活動についての理解や関心が得られるよう、これまでの「ブックスタート推進事業」や「読書の記録帳事業」等に取り組みながら、読書に関する事業の利用促進、情報発信の充実を図る必要があります。

また、地域の活動団体や施設における読書活動について、支援の充実に努める必要があります。



2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動

[これまでの取組および成果]

保育所・幼稚園・認定こども園等では、絵本や紙芝居の読み聞かせ、年齢に合わせた手遊び等を行ったほか、図書館の団体貸出しで、本やエプロンシアター等を活用し、子どもが様々な本やおはなしとふれあえるよう読書活動の充実に努めました。

「子どものためのブックリスト」を保育所・幼稚園・認定こども園、特別支援学校幼稚部等を通じて保護者に配布し、絵本に関する情報提供を行ったほか、図書館が作成する様々なリストや読書案内を保護者に周知し、家庭での読書活動の支援に努めました。

◆ 保育所・幼稚園・認定こども園等への貸出数等

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
団体貸出しの貸出冊数(絵本、紙芝居等)	2,050冊	1,990冊	2,436冊
読み聞かせ資料の貸出件数	530件	458件	124件
読み聞かせ資料の利用団体数	18団体	19団体	14団体

※令和2年度の読み聞かせ資料の貸出件数および利用団体数は、新型コロナウイルス感染症の影響が一因となり減少したものの

[今後の課題]

子どもの読書に対する関心を高めるためには、年齢や発達に応じた選書や読み聞かせが大切であり、図書の充実のほか、保育士や教諭の読書に関する知識・理解の向上が求められます。施設職員が集まる機会を捉えて、図書館の団体貸出しの活用や読書活動全般に関する情報提供、おすすめの絵本リストの配布や研修などを通して、読書活動の充実に努める必要があります。

3 小・中学校における読書活動

[これまでの取組および成果]

小・中学校においては、学校図書館担当教員の計画のもと、学校司書と連携しながら、全校読書活動^{※7}、読み聞かせ、ブックトーク^{※8}、図書委員会を中心とした本の紹介や読書マラソン^{※9}等に取り組みました。

※7 全校読書活動

各校の教育計画に基づき、学年又は全校で一斉に読書を行うこと。

※8 ブックトーク

司書教諭や学校司書などが、一つの主題のもとに4～5冊程度の本を選び、その内容や著者、絵作者（画家）などについて話し、読書への意欲を喚起しようとする手法の一つ。学校図書館では読書指導の一環として行われる。

※9 読書マラソン

本を読んだ冊数やページ数などを継続的に記録することにより、子どもを読書に主体的に関わらせるための取組

学校図書館担当教員と学校司書を対象とした研修会においては、学校図書館運営についての共通理解を図ったほか、図書館が行った選書体験で小・中学生が選んだ本の巡回貸出しを行ったり、選定リストを活用したりするなど、学校図書館の蔵書構築の参考となるように努めました。

図書館においては、学校司書からの読書相談に応じながら団体貸出しを実施したほか、教科書に掲載されている図書等、学校に通う子どもの要望に応えられるような資料の充実を図りました。また、職場体験に関する児童・生徒のねらいや目的を把握し、図書館や読書活動についての興味・関心を高める取組を行ったほか、図書館ボランティアの協力を得ながら、職場体験の充実を図りました。

◆ 読書活動に関する各校の取組状況（「教育活動の状況等に関する調査」より）

活動内容		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
全校読書活動の実施	小学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	中学校	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
読み聞かせやブックトークの実施	小学校	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%
	中学校	37.5%	45.8%	37.5%	25.0%
図書委員会などを中心とした本の紹介や読書マラソン等の実施	小学校	97.6%	97.6%	100.0%	100.0%
	中学校	70.8%	70.8%	62.5%	66.7%

※令和2年度の読み聞かせやブックトークの中学校の実施率は、新型コロナウイルス感染症の影響が一因となり減少したもの

[今後の課題]

小・中学校においては、学校図書館担当教員と学校司書の連携により読書環境が整備され、読書活動に関する取組が充実してきたことから、今後も、読書活動や学習支援の充実が図られるよう、各教科等の学習内容と関連させ、より一層、学校図書館の活用にも努める必要があります。

高等学校等においては、生徒に読書への関心を持たせるとともに、読書時間を確保していく必要があることから、学校生活全体における読書への意識啓発と図書委員会等の主体的な活動の充実を図り、学校図書館の活用の充実に向けて取り組む必要があります。

また、学校図書館の運営に関わる職員が、それぞれの立場で求められている役割を果たすとともに、組織的な取り組みが必要であることから、学校図書館担当教員と学校司書を対象とした研修内容の工夫改善に努めるほか、研修会等を通じて理解を深める必要があります。

4 図書館における読書活動

[これまでの取組および成果]

図書館では、乳幼児から高校生まで各年代の子どもたちを対象に様々な図書館サービスを提供しました。

乳幼児や小学生の家族向けには、本を通じて楽しさや喜びを共有できるおはなし会や図書館に足を運ぶきっかけとなるような事業を実施しました。また、「かぞくぶっくぱっく事業」の利用促進に努めるとともに、平成30年5月から新たに通帳型の「読書の記録帳」を導入したほか、利用者のニーズに対応し、貸出し冊数の上限を7冊から10冊に引き上げました。こうした取組の結果、児童書の貸出し冊数は増加傾向にあります。

小・中学生向けには、図書委員を対象とした選書体験事業を実施し、高校生向けには、インターンシップ受け入れ時などに、生徒が選定したおすすめ本の展示やPOP^{※10}作成等の機会を提供し、児童生徒の読書活動の充実を図りました。

また、団体貸出しの登録手続きの簡便化を図るなど、利用しやすい環境づくりに取り組みました。

◆ 図書館における児童書の蔵書冊数および貸出し冊数

活動内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
蔵書冊数	169,416冊	171,285冊	173,789冊	176,680冊
新規購入冊数	7,374冊	6,772冊	7,416冊	6,280冊
貸出し冊数(個人)	235,935冊	260,932冊	270,765冊	270,637冊
貸出し冊数(団体)	17,724冊	12,725冊	13,588冊	14,202冊

[今後の課題]

図書館は、子どもが読書の楽しさを知ることができる身近な場所です。乳幼児から高校生までの発達段階に応じた蔵書の充実を図るほか、資料を選びやすくする展示や、気軽に読書相談ができる仕組みづくり等の読書環境の整備が必要です。

特別な配慮が必要な子どもの読書活動を支援するため、点字資料や大活字本等、読書を補助する道具の充実や整備を図るなど、「読書のバリアフリー化」を推進する必要があります。

図書館ボランティア団体との協働は、子どもの読書活動の充実に大きな役割を果たしていると考えられます。ボランティア活動がより活発に継続的に行われるよう、幅広い年齢層に向けて活動の内容を周知していく必要があります。

また、図書館だよりや新刊案内、おすすめ本のリスト、各種イベントを周知するチラシ等の作成、ホームページでの蔵書検索や貸出予約、図書館の利用の仕方等の様々な情報を提供しています。今後も、読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書活動が豊かに広がるよう、ホームページ等の充実を図り、読書に関する様々な情報を発信する必要があります。

※10 POP

手書きのカードやポスターなどの宣伝物。本の近くに取り付け、関心を引くためのもの

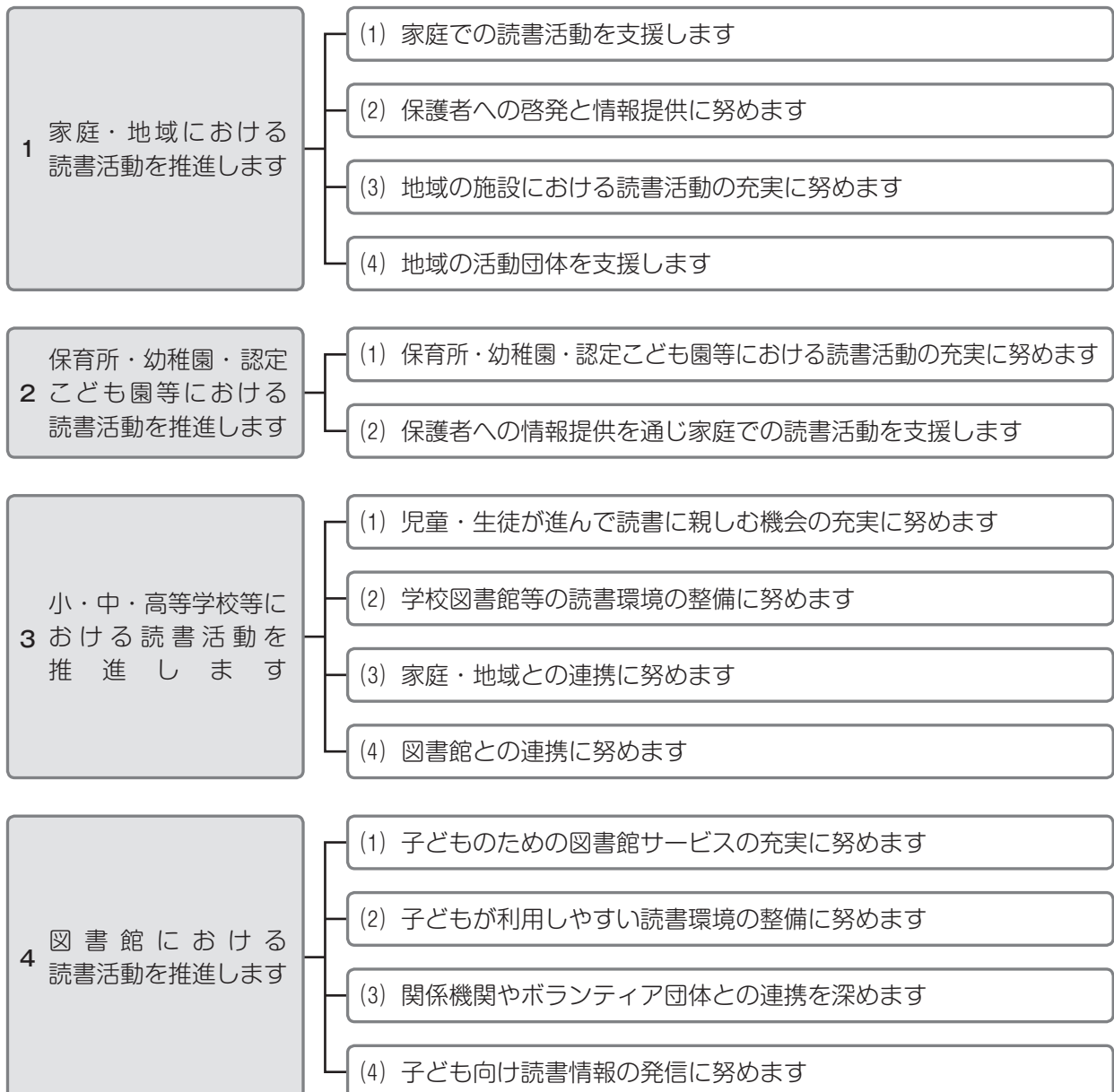
1 計画の目標

本市の子どもが、読書活動を通して感性を磨き、表現力や創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけるために、家庭や地域、学校、図書館等が連携・協力して、いつでもどこでも本と親しむことができる読書環境の充実を目指します。

2 計画の体系

【 施 策 】

【 施策の方向 】





1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭での読書活動を支援します

家庭は子どもが最初に本と出会うことができる場であり、子どもにとって、乳幼児期から本に親しみ、読書の楽しさを体験していくことは、その後の読書習慣の形成にとっても重要であり、家庭での読み聞かせが読書のはじめの一步となります。

子どもの発達の段階に応じた本にふれる機会を提供するほか、家族で読書の楽しさや喜びを共有できる事業を実施するなど、家庭での読書活動を支援します。

【主な取組】

- 生後4か月以上の0歳児とその保護者に読み聞かせを通して絵本を贈る「ブックスタート推進事業」の利用促進
- 在宅で子育てをしている家庭を対象とした「親子の絵本プラン(在宅子育てサポート事業)」の実施
- 家族で読めるよう様々なジャンルの本を詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく事業」の利用促進
- 図書館や各施設における子どもや家族向け事業の実施
- 移動図書館地域巡回、親子が集う場所への特別巡回の実施とPRの充実
- 通帳型の「読書の記録帳」の発行

(2) 保護者への啓発と情報提供に努めます

子どもの読書に対する意欲や関心を高めるには、保護者が読書に興味・関心を持ち、子どもに読書の機会を提供していく必要があります。

ホームページやチラシ等で家庭での読書の大切さや、保護者が子どもと一緒に読書を楽しむことができるよう読書に関する事業を周知し、子どもの発達の段階に応じた本の選び方や読み聞かせの仕方等について、関係機関と連携しながら情報提供に努めます。

【主な取組】

- ホームページやチラシを活用した読書の大切さの周知
- おすすめの絵本リストの配布
- おはなし会等を活用した家庭での読み聞かせアドバイスの実施
- 乳幼児学級等における学習機会の提供
- PTA等団体と連携した読書に関する情報提供【新規】

(3) 地域の施設における読書活動の充実に努めます

子どもの読書活動を推進するためには、地域の身近な施設でも本と親しむことができる環境をつくるのが重要です。子ども未来センターや各地域の市民サービスセンターの子育て交流ひろばで、ボランティア等の協力を得ながら子どもが本に親しむ機会の充実に努めます。

子どもが放課後の多くの時間を過ごす児童館等については、図書館と連携し、様々な本にふれることができるよう図書の充実を図り、子どもの読書活動の支援に努めます。あわせて、地域の施設職員等の読書活動に関する知識・理解の向上を図り、子どもが読書に親しむ環境の充実に努めます。

【主な取組】

- 子ども未来センターや子育て交流ひろばでのおはなし会の実施、絵本等の紹介
- 児童館等における図書の充実およびおはなし会の実施
- 図書館の団体貸出しを活用した読書活動の推進
- 地域の施設職員等の会議や研修の場を活用した子どもの読書活動に関する研修等の実施

(4) 地域の活動団体を支援します

読み聞かせグループや子育てサークル等の子どもの読書活動に関する実践や学習等を行っている団体は、地域に根ざした活動を続けており、豊かな経験のもとに子どもと本を結ぶ活動を幅広く展開しています。

子どもが身近な場所で本に親しむ環境づくりを一層促進するため、団体向けの貸出しや選書のアドバイス、おすすめの絵本リストの配布等を行い、これらの活動団体を支援します。

【主な取組】

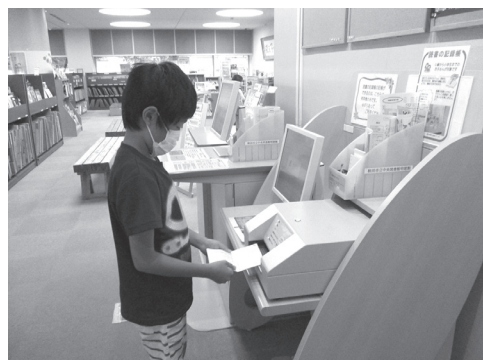
- 図書館における団体貸出しで本やエプロンシアター等の読み聞かせ資料の活用促進
- 子どもの読書に関わる活動団体へのおすすめの絵本リストの配布



ブックスタート推進事業



かぞくぶっくぱっくの
コーナー



読書の記録帳

2 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の推進

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等における読書活動の充実に努めます

子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。将来にわたる読書習慣を形成する第一歩としての絵本の読み聞かせをはじめ、子どもが乳幼児期から本に親しむことができるよう、日々の保育や教育の中で、絵本の読み聞かせや本にふれる活動を行います。

図書館等関係機関と連携し、子どもの発達段階に応じた本の充実や、職員の読書に関する知識・理解の向上を図り、読書の楽しさを体感できる環境づくりに努めます。

【主な取組】

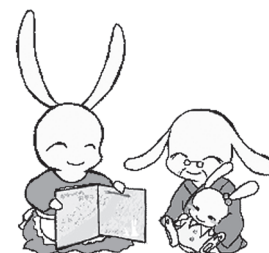
- 保育士・教諭、地域のボランティア等による読み聞かせの実施
- 図書館の団体貸出しを活用した読書活動の推進
- 図書館が作成するおすすめ絵本リストや新刊案内の活用
- 職員等の会議や研修の場を活用した子どもの読書活動に関する研修等の実施

(2) 保護者への情報提供を通じ家庭での読書活動を支援します

保育所・幼稚園・認定こども園等において、絵本コーナーや園だより等で絵本を紹介し、子どもが家庭で様々な本にふれるきっかけをつくるとともに、参観日や行事等の多くの機会を捉えて、図書館等で行っている読書活動支援事業についてお知らせします。絵本の楽しさや、家庭での読み聞かせの大切さについて、一層理解を深めてもらえるよう、保護者への情報提供に努めます。

【主な取組】

- 絵本コーナーや園だより等で本の紹介
- 図書館等で行っている読書活動支援事業に関する情報提供



3 小・中・高等学校等における読書活動の推進

(1) 児童・生徒が進んで読書に親しむ機会の充実に努めます

子どもが読書活動を通して感性や創造力を豊かにし、生涯にわたって読書に親しむことができるよう、多様な本にふれる機会の充実に努めることが大切です。

子どもが読書に対する興味・関心を高め、進んで本に親しむことができるよう学校全体での取組や、小・中・高等学校等における発達の段階に応じた読書活動の推進を図るとともに、子どもが中心となった読書活動等を通して、多様な本にふれる機会の充実に努めます。

【主な取組】

- 全校読書活動の実施
- 読み聞かせやブックトーク、読書紹介カードの作成等、発達の段階に応じた読書活動の推進
- 図書委員会等、児童・生徒が主体となって行う本の紹介や読書マラソン等の実施
- 各教科等と関連させた学校図書館の活用の推進【新規】

(2) 学校図書館等の読書環境の整備に努めます

学校図書館や教室などの図書コーナーは、子どもが本と身近にふれることができる場所です。子どもにとって魅力ある場となるよう、学習に役立つ資料のほか、子どもの興味に沿った選書に努めるとともに、資料を選びやすくする配架や展示の工夫等により、読書環境の整備を進めます。

また、学校図書館の効果的な活用を推進するためには、学校図書館の運営に関わる職員が、それぞれの立場で求められている役割を果たすとともに、組織的に取り組むことが必要であることから、学校図書館担当教員と学校司書を対象とした研修の充実に努めます。

【主な取組】

- 学校図書館図書の整備
- 本を身近に感じるような教室や廊下・ホール等の図書コーナーの充実
- 学校司書と連携した魅力ある図書館運営の促進
- 学校図書館担当教員と学校司書を対象とした研修の充実



委員会活動による読み聞かせの時間



廊下・ホールの図書コーナー



(3) 家庭・地域との連携に努めます

子どもの読書活動を推進するには、家庭への働きかけも大切であることから、図書委員会活動による図書だよりや図書館等で行っている読書活動支援事業の情報提供により、保護者の読書に対する意識の高揚を図ります。

また、子どもたちが読書を楽しみ感じられるよう、保護者や地域の人材、ボランティアと連携した取組を進めます。

【主な取組】

- 保護者への読書に関する情報の提供
- 保護者や地域の人材、ボランティアを活用した読書活動の推進

(4) 図書館との連携に努めます

子どもの読書活動を充実させるためには、学校と図書館が互いの専門性を生かした連携・協力体制を図ることが必要です。

図書館の団体貸出しの活用、図書館で実施する職場体験、選書体験や読み聞かせ体験の活用等、様々な機会を通じて連携・協力を努めます。

【主な取組】

- 図書館の団体貸出しを活用した読書活動の推進
- 図書館と連携した職場体験やインターンシップ等の充実
- 図書館で行う選書体験や読み聞かせ体験等の活用



小学生の選書体験



中学生の選書体験

4 図書館における読書活動の推進

(1) 子どものための図書館サービスの充実に努めます

図書館は、子どもの発達の段階に合わせた幅広い資料や子どもの興味・関心を高める展示やコーナーづくり、各種事業の実施により子どもの読書活動を支援する中心的役割を担っています。

子どもが乳幼児から本に親しみ、生涯にわたりたくさんの本と出会うことができ、乳幼児から高校生まで発達の段階に応じて読書習慣が身に付くよう図書館サービスの充実に努めます。

【主な取組】

- 生後4か月以上の0歳児とその保護者に読み聞かせを通して絵本を贈る「ブックスタート推進事業」の利用促進《再掲》
- 小・中学生を対象とした選書体験の実施、選書した本の利用促進
- 職場体験やインターンシップ等図書館業務の体験活動の受入れ
- 家族で読めるよう様々なジャンルの本を詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく事業」の利用促進《再掲》
- 子どもや家族向け事業の実施《再掲》



お仕事たいけん

(2) 子どもが利用しやすい読書環境の整備に努めます

子どもの図書館利用を促進するため、資料を選びやすくする展示や、気軽に読書相談できる仕組みづくり等の読書環境の整備に努めます。

特別な配慮を必要とする子どもの読書活動を支援するため、点字資料やLLブック^{※11}、読書を補助する道具等の充実を図ります。母国語が日本語でない子どもや保護者への支援として、多言語の資料の収集に努めます。

【主な取組】

- 子どもの興味・関心を高める展示の工夫
- 点字資料、大活字資料、LLブック、読書を補助する道具等、多言語の資料の充実
- 児童・生徒が選書体験で選書したおすすめ本の展示
- 中高生向けコーナーの充実
- 夏休み子ども調べ物カウンター^{※12}の充実
- 乳幼児を連れた家族が利用しやすい設備の充実
- 乳幼児向け資料の充実
- 移動図書館の巡回

(3) 関係機関やボランティア団体との連携を深めます

子どもの読書環境をより充実させるため、市民サービスセンター、学校や保育所・幼稚園・認定こども園、児童館等の関係機関と連携を深めます。

ボランティア活動について、幅広い年齢層に向けて活動の内容を周知するとともに、図書館等ボランティアの養成や支援に取り組みます。

【主な取組】

- 団体貸出しで本やエプロンシアター等の読み聞かせ資料の活用促進《再掲》
- 関係機関への研修機会の提供
- 読書活動に係るボランティアの養成や支援
- 図書館ボランティア団体と連携した研修会への参加
- 図書館ボランティア団体の活動紹介
- おはなし会を実施している団体等の情報提供
- エプロンシアター、パネルシアター等の読み聞かせ資料の充実
- 各種講座等へ講師として司書を派遣

※11 LLブック

知的障がいや学習障がいなどがある人も読書を楽しめるよう、内容を理解する助けとなるイラストや写真、記号を多く添えた本

※12 夏休み子ども調べ物カウンター

図書館において、小学生の利用が多い夏休みに子ども専用のカウンターを設け、司書が図書館の利用の仕方や本の探し方などを教え、夏休みの課題や調べ物について手助けを行う事業

(4) 子ども向け読書情報の発信に努めます

子どもや保護者に読書に関するお知らせや、図書館の利用の仕方等、様々な情報を広く伝えるため、ホームページの充実を図ります。子どもの発達の段階や興味・関心に応じた情報を提供するなど、子どもや保護者が受け取りやすい様々な方法での情報発信に努めます。

【主な取組】

- 図書館ホームページの充実
- SNSを活用した各種事業や新刊案内の情報提供
- 図書館だよりや新刊ガイド等の発行、各関係機関への配布
- 保育所・幼稚園・認定こども園等の保護者に対するおすすめの絵本リストの作成・配布《再掲》
- 保育所・幼稚園・認定こども園等や小・中・高等学校等へのおすすめ本リストの作成・配布
- Webサイト「秋田市子育て情報」を活用した情報提供
- 図書館の機能や利用の仕方に関する情報の提供（Web、各施設館内表示）



移動図書館特別巡回




興味・関心を高める展示の工夫



図書館ボランティアによるおはなし会

発達の段階における子ども読書活動の取組（主なもの）

計画の体系				乳幼児期	小学生期	中学生期	高校生期
家庭・地域	保育所・幼稚園 認定こども園等	学校等	図書館				
○	○	○	○	ブックスタート 推進事業			
○			○	かぞくぶっくぱっく推進事業			
○			○	親子の絵本プラン (保育所等に通っていない乳幼児)			
○			○	通帳型の「読書の記録帳」			
○	○	○	○	図書館の団体貸出しを活用した読書活動			
○	○	○	○	図書館作成の絵本リストやおすすめ本等の活用			
○	○		○	各施設等におけるおはなし会・読み聞かせ			
	○		○	園だより等で本の紹介			
		○	○	読み聞かせ・ブックトーク・読書紹介カード等			
		○	○	全校読書活動			
		○	○	図書委員会、児童生徒が主体の本の紹介、読書マラソン等			
		○	○	各教科等と関連させた学校図書館の活用			
		○	○	教室や廊下・ホール等の図書コーナーの充実			
		○	○	図書館と連携した職場体験・選書体験			
		○	○			図書館と連携した インターンシップ	
○	○	○	○	発達の段階に応じた子どもの読書活動の支援			
○		○	○	移動図書館の巡回			
○	○	○	○	読書活動に係るボランティアの養成・支援			
○	○	○	○	子ども向け読書情報の発信（ホームページ、SNS、図書館だよりの発行等）			

※○は、計画の体系ごとの取組の区分を示す。



1 計画の進行管理

計画の実現に向けて、市長部局および教育委員会、関係機関が連携・協力しながら子ども読書活動の推進に取り組みます。

計画の実効性を高めるため、「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」のPDCAサイクルのもと、事業の実施状況を毎年度調査し、秋田市社会教育委員の会議において、計画の進捗状況を評価し、施策および取組の点検・見直しを図ります。

2 計画の評価

本計画については、その成果の評価を見据えた実施に取り組みます。

「施策」の取組を評価するための評価指標（例）を示しました。これらを参考に、本計画の取組状況の点検・評価を行います。

■取組を評価する指標（例示）

- ・「ブックスタート推進事業」利用率
- ・「親子の絵本プラン」利用者数
- ・「かぞくぶっくぱっく事業」貸出しパック数
- ・通帳型の「読書の記録帳」発行者数
- ・乳幼児学級等における読書に関する学習機会の実施状況
- ・施設におけるおはなし会等の実施状況
- ・団体貸出し利用状況
- ・読書活動に関する各校の取組状況
- ・読書に関する研修会の実施状況
- ・児童書の蔵書冊数および貸出冊数
- ・職場体験等の実施状況

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○第3次秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的および設置)

第1条 第3次秋田市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の原案を策定するため、秋田市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の原案の策定に係る調査および検討に関すること。
- (2) 推進計画の原案の策定に関すること。
- (3) その他推進計画の原案の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長
- (2) 主として学校教育に関する事務を担当する教育次長
- (3) 教育委員会総務課長
- (4) 学校教育課長
- (5) 教育研究所長
- (6) 生涯学習室長
- (7) 中央図書館明德館長
- (8) 中央図書館明德館事務長
- (9) 土崎図書館長
- (10) 新屋図書館長
- (11) 雄和図書館長
- (12) 秋田市立小学校長のうちから教育長が指名する者
- (13) 秋田市立中学校長のうちから教育長が指名する者
- (14) 子ども育成課長
- (15) 秋田市私立幼稚園・認定こども園協会会員のうちから教育委員会が委嘱する者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は主として教育委員会の事務全般を担当する教育次長、副委員長は生涯学習室長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員長が必要とする者をもって組織し、委員長が指名した者が座長となる。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に専門家等委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習室において処理する。

2 作業部会の庶務は、生涯学習室において処理する。

(委任)

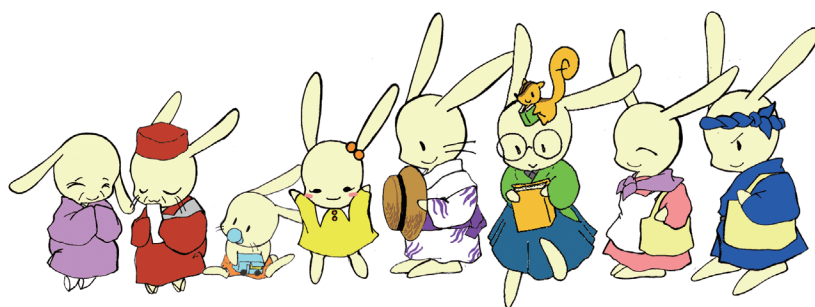
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

○第3次秋田市子ども読書活動推進計画策定経過

月 日	内 容
令和3年6月30日	第1回策定委員会 ・第3次計画策定について ・第2次計画の実施状況等について
7月13日	第1回作業部会（全体会・各部会） ・現状と課題、施策の方向性について
8月11日	第2回作業部会（各部会） ・現状分析、課題解決方法等について
9月22日	第3回作業部会（全体会） ・計画素案の調整
10月11日	第2回策定委員会 ・計画素案の調整
10月20日	第4回作業部会（全体会） ・策定委員会意見反映後の計画素案の調整
11月 4日	第3回策定委員会 ・計画原案の確認
11月17日	社会教育委員の会議 ・計画原案の確認
11月19日	教育委員会11月定例会 ・計画原案の説明
12月15日	11月市議会教育産業委員会 ・計画原案の説明
12月17日	計画原案に対するパブリックコメントの実施
12月17日	「市民100人会」への意見聴取
令和4年1月25日	第4回策定委員会 ・パブリックコメントを受けた成案の検討
1月26日	社会教育委員の会議 ・成案の策定
2月15日	教育委員会2月定例会 ・成案の議決
3月14日	2月市議会教育産業委員会 ・成案の報告



秋田市立図書館キャラクター「うさこファミリー」

第3次秋田市子ども読書活動推進計画（令和4年度～令和8年度）

発行 秋田市教育委員会
編集 秋田市教育委員会生涯学習室

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5810

FAX 018-888-5811

Mail ro-edlf@city.akita.lg.jp